

Narita City

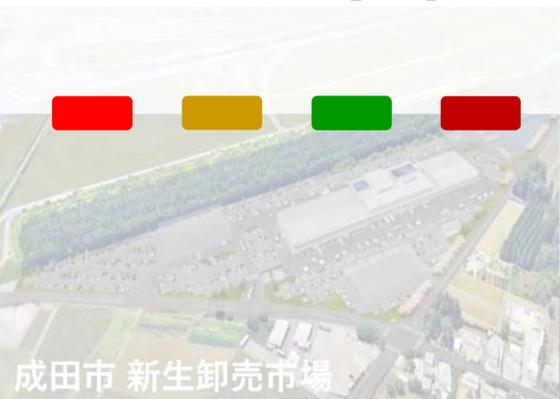
資料 8



成田市提案

～成田空港を支える人材確保に係る規制緩和提案～

令和7年5月29日 成田市長 小泉 一成



成田市 新生卸売市場



国際医療福祉大学 医学部

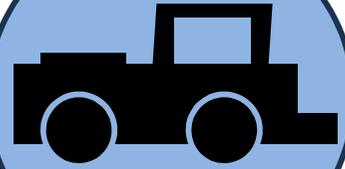


国際医療福祉大学成田病院



提案済

ジュネーブ条約非締結国の場合、日本の免許を取得する必要があるが、**免許取得に時間を要し、即戦力にならない。**



グランドハンドリング関係

新規提案①

農業や漁業には認められているが、航空分野には派遣形態が認められていない。このため、急な増便等に対応できない…

新規提案②

技能実習及び特定技能の在留資格では、「調理」にのみ就労が認められているが、**カートへの格納や航空機への搬入を対象とする在留資格が存在しない。**

新規提案③

技能実習での就労は認められているが、**育成就労制度及び特定技能制度の在留資格が現時点で認められていない。**



クリーニング職種

ブランケット等の機用品を準備できないと、飛行機を飛ばせない…



フライトケータリング業

ケータリングが機能しなくなると、飛行機を飛ばせなくなる…

出身国によって免許の取得に時間を要する場合があります、特定技能の在留資格等で就労する外国人が即戦力とならない課題については、以下のとおり令和5年12月に規制緩和を提案。現在、関係省庁において調整中。

R5年度提案

航空輸送ネットワーク拠点空港内における運転資格の特例

特定技能の在留資格等で就労する外国人が成田空港内で車両を運転するには、ジュネーブ条約に基づく国際免許証等の発給国でない場合、日本の運転免許が必要である。このため、外国人がグランドハンドリングに係る車両を運転する資格を得るために運転免許の取得に時間を取られることとなる。また、ジュネーブ条約に基づく国際免許証等の発給国であっても、自国の運転免許の有効期間内ではしか運転が認められない。

現状

ジュネーブ条約に基づく国際免許証等の発給可能国の外国人

※原則、国際免許証等の有効期間（1年間）まで運転可。自国の運転免許がある場合は自国の運転免許証の有効期間まで運転可。
→自国の運転免許証の有効期間が経過する場合は、更新のため、自国に帰国する等の手続を要する可能性あり。

上記以外の外国人
※自国の運転免許を有する者

免許取得に時間・手間・費用がかかり即戦力にならない!!

※免許センターの混雑のため、不合格の場合は約4カ月後に再受験

公道の運転基準を準用しているため、空港内の運転適性を有する外国人であっても、その出身国によっては運転資格取得のハードルが高い

改善案

全ての外国人材
※自国の運転免許を有する者

事業者が空港内での運転技術を育成し、能力を確認することで安全担保。幅広い外国人材の活用で人手不足解消や応需能力拡大につながる!!

必要な規制緩和

空港運用業務指針（国土交通省航空局）の規定により、ランプパスによる立入りに係る車両運転には国際免許証等を有する必要がある。また、国際免許証等の有効期間までしか運転の許可が下りない。

現行の規定に加え「自国の運転免許保持者であって、事業者による研修、試験等を行った上で、空港管理者が運転能力等を認めた者に限り空港内でのグランドハンドリング車両の運転を可能」とする。

- グランドハンドリングに係る人材不足は、全国的に深刻な状況であり、外国人の労働力に頼らざるを得ない状況。
- 以前から、グランドハンドリングに係る人材不足により新規就航を受入れられないといった事例はあったが、最近では、オーストラリアの航空会社が、令和6年の冬に季節限定で新千歳とシドニーを週に数往復結ぶ定期便を運航する計画を立てていたが、**グランドハンドリング人材等が足らず運航を断念する事例が発生**
- グランドハンドリング人材の不足が増便の障壁となっているため、韓国の航空会社が令和6年10月に日本に新会社を設立し、グランドハンドリング業界に参入するという異例の事態も生じている。
- 成田空港では、技能実習や特定技能のほか、家族滞在や留学の在留資格の外国人がグランドハンドリング業務に就労
- グランドハンドリング人材などの空港に関わる人材は、各社の直接雇用のほか、派遣形態による雇用も行われている。**
- 派遣社員を3年経験した後は正社員になる流れ。派遣制度により就職の間口が広がっている。
- 日本人や定住者の在留資格等の外国人と同様に、派遣社員として採用する機会を設け、人材確保の選択肢を増やしたいが、**特定技能の航空分野の雇用形態には派遣形態が認められていない。**

提案内容

現状

特定技能運用方針※において、農業分野及び漁業分野のみ、直接雇用形態に加え、労働者派遣形態も認められている。

※特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について（令和7年3月11日閣議決定）

特例

外国人材を派遣社員として採用することが可能となるよう、航空分野にも労働者派遣形態を認める。

インバウンド需要の拡大等により、今後さらに増加する航空便への対応や、急な増便に対応するグランドハンドリング人材を確保し、成田空港における航空機の運航を支える人材確保に寄与!!

フライトケータリング業務は大きく分けて3業務

①調理・盛付け (業務の5割)

②カートへの格納・機内食積込 / ③取卸・搭降載 (業務の5割)



特定技能: ○飲食料品製造業

技能実習: ○食品製造関係

育成就労: △対象見込

特定技能: ×

技能実習: ×

育成就労: ×

就労可能な在留資格がない!

5割の業務に外国人材を活用できず、十分な人材確保ができていない!!

空港敷地外

空港敷地内

提案内容

現状

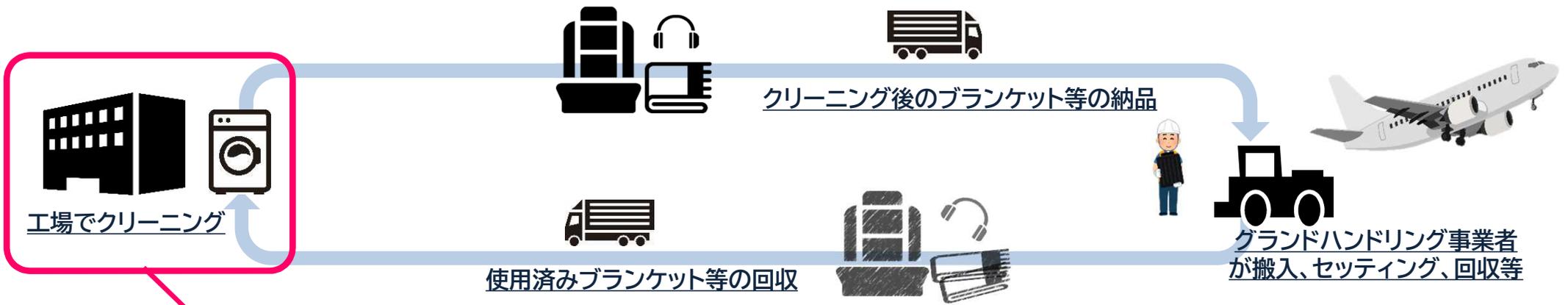
フライトケータリング業務のうち、調理及び盛付けの工程にしか、その就労を目的とした在留資格がない。

特例

成田空港に関係するフライトケータリング業務においては、カートへの格納や航空機への搬入を含む全ての業務を、特定技能及び育成就労制度の対象にする。

インバウンド需要の拡大により増加する国際便等に対応する外国人材を確保し、成田空港における航空機の運航を支える人材確保に寄与!!

機内用品のクリーニング業



課題

技能実習「クリーニング職種」においては、育成就労制度及び特定技能制度における在留資格が認められておらず、技能実習制度が廃止となる令和9年以降における外国人材確保の見通しが立たない！

提案内容

現状

今後、クリーニング職種においては、その就労を目的とする在留資格が存在しない。

特例

成田空港に係るクリーニング職種においては、育成就労制度及び特定技能制度での就労を可能とする。